

## 公立小・中学校給食費の無償化を求めることに関する意見書

学校給食法第1条では、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものと定義され、食育の推進を図ることを目的として規定している。

食育は、教育活動の一環であり、教科学習と並んで学校教育の大きな柱となっており、望ましい食習慣を養うなど、教育的効果も大きいものである。

文部科学省公表の令和5年度学校給食実施状況等調査の結果では、給食費の全国平均月額、公立小学校で4,688円、公立中学校は5,367円であり、年々家庭への負担も増加傾向にある。そうした中、子どもの貧困対策や子育て支援、少子化対策として、公立小・中学校の給食費を3割の自治体が全額負担しており、一部負担しているところも含めると4割の自治体で学校給食費の無償化等を実施している。

しかしながら、市町村における学校給食費の無償化は、人件費や高騰する食材費、燃料費などによって、市町村財政を圧迫するなどの懸念があり、財政力の差により自治体間格差が生じている実態がある。

本来、公教育の機会均等などの立場からも、居住地における教育負担の格差を最小限にとどめるよう努力することは国の務めである。

よって、こうした状況に鑑み、子どもたちの健やかな成長を保障する質の高い学校給食については、国の責任において財源確保を行い、全ての市町村で学校給食費の無償化を実施できるよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様

総務大臣 松 本 剛 明 様

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 様  
文 部 科 学 大 臣 盛 山 正 仁 様  
衆 議 院 議 長 額 賀 福 志 郎 殿  
参 議 院 議 長 尾 辻 秀 久 殿